

東京都市計画生産緑地地区の変更について（中野区決定）

1 変更概要

東京都市計画生産緑地地区に、地区番号 ㉔及び ㉕を新たに追加することとし、都市計画手続きを進める。

（経緯）

区内に農地を所有する主たる農業従事者及びその他従事者に対して、今後の営農に関する意向調査等を実施したところ、2箇所について追加指定の意向申し出があった。現地調査を踏まえ、生産緑地法の目的である区内の良好な都市環境の形成に資するものであり、新たに追加することとする。

2 都市計画の案

別紙1～3のとおり（計画書、総括図、計画図）

○生産緑地地区の位置、番号及び面積

地区番号 ㉔ 中野区上鷺宮二丁目地内（約1,570㎡）

地区番号 ㉕ 中野区上鷺宮三丁目地内（約660㎡）

○区内の生産緑地全体の地区数と面積

9地区（約1.65ha） → 11地区（約1.87ha）

3 当該生産緑地指定に関する経緯及び今後のスケジュール

平成30年度

7月4日	生産緑地地区指定申出書の受理
7月～9月	産業振興分野に新規指定に係る意見照会 東京都知事協議、協議結果通知（意見なし）
10月1日	都市計画案の決定*
10月2日～10月15日	都市計画案の公告・縦覧及び意見収集 図書の縦覧者 0名 意見書の提出 0名
10月25日	中野区都市計画審議会（諮問）
11月上旬	都市計画変更（告示）予定

※10月5日の第3回定例会にて報告済

東京都市計画生産緑地地区の変更（中野区決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

第 1 種類および面積

種 類	面 積
生産緑地地区	約 1. 8 7 h a

第 2 追加のみを行う位置および区域

名 称		位 置	追加面積	備 考
番号	地区名			
2 5	上鷺宮	中野区上鷺宮二丁目地内	約 1, 5 7 0 m ²	
2 6	上鷺宮	中野区上鷺宮三丁目地内	約 6 6 0 m ²	
計	2 件		約 2, 2 3 0 m ²	

『区域は計画図表示のとおり』

理 由

農業との調整を図り、良好な都市環境の形成に資するため、市街化区域内において適正に管理されている農地等を追加する。

東京都市計画生産緑地地区 総括図(中野区決定)

(平成30年3月現在)

- 市街化区域・市街化調整区域
 平成16年6月24日 告示・施行 (国土地利用法第14条第1項)
 平成18年3月31日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成21年3月31日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成23年6月12日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成23年8月19日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成27年3月1日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成27年12月7日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成28年12月17日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成29年3月1日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成29年6月22日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
 平成29年9月17日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第1項)
- 市街化調整区域外
 平成15年10月1日 告示 (国土利用法第14条第2項)
 平成21年 4月1日 一部改正告示・施行 (国土利用法第14条第2項)

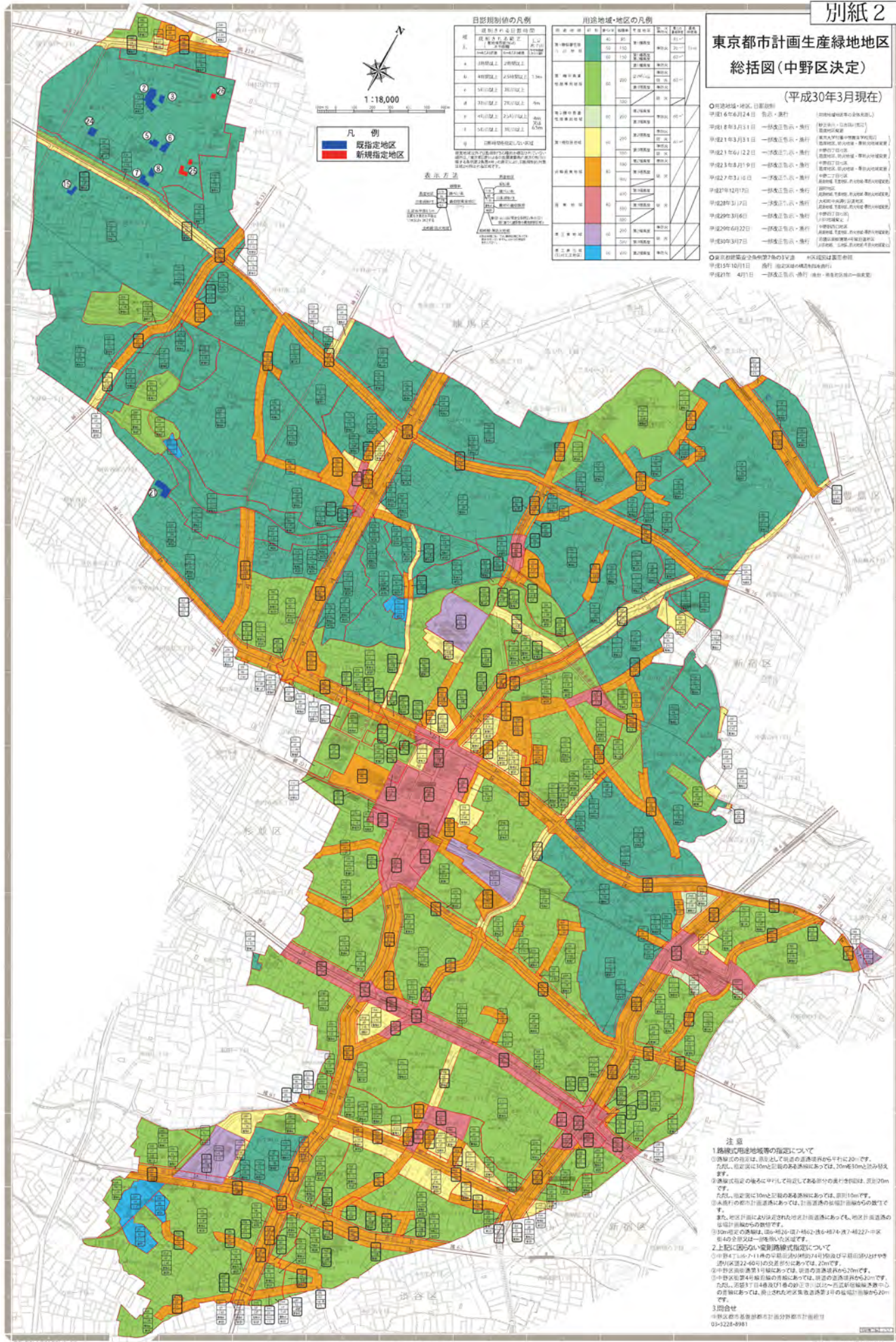
日照規制値の凡例

種別	日照規制値	備考
1	1/10以上	1/10以上
2	1/10以上	1/10以上
3	1/10以上	1/10以上
4	1/10以上	1/10以上
5	1/10以上	1/10以上
6	1/10以上	1/10以上
7	1/10以上	1/10以上
8	1/10以上	1/10以上
9	1/10以上	1/10以上

用途地域・地区の凡例

用途地域	色	備考
第一種住居地域	緑	第一種住居地域
第二種住居地域	黄緑	第二種住居地域
第三種住居地域	黄	第三種住居地域
第四種住居地域	オレンジ	第四種住居地域
第一種中密度住居地域	赤	第一種中密度住居地域
第二種中密度住居地域	紫	第二種中密度住居地域
第一種低密度住居地域	青	第一種低密度住居地域
第二種低密度住居地域	水色	第二種低密度住居地域
第一種商業地域	茶	第一種商業地域
第二種商業地域	黄茶	第二種商業地域
第三種商業地域	黄緑	第三種商業地域
第一種工業地域	緑	第一種工業地域
第二種工業地域	黄緑	第二種工業地域
第三種工業地域	黄	第三種工業地域
第一種遊園地域	青	第一種遊園地域
第二種遊園地域	水色	第二種遊園地域
第一種緑地	緑	第一種緑地
第二種緑地	黄緑	第二種緑地
第三種緑地	黄	第三種緑地
第四種緑地	オレンジ	第四種緑地
第五種緑地	赤	第五種緑地
第六種緑地	紫	第六種緑地
第七種緑地	青	第七種緑地
第八種緑地	水色	第八種緑地

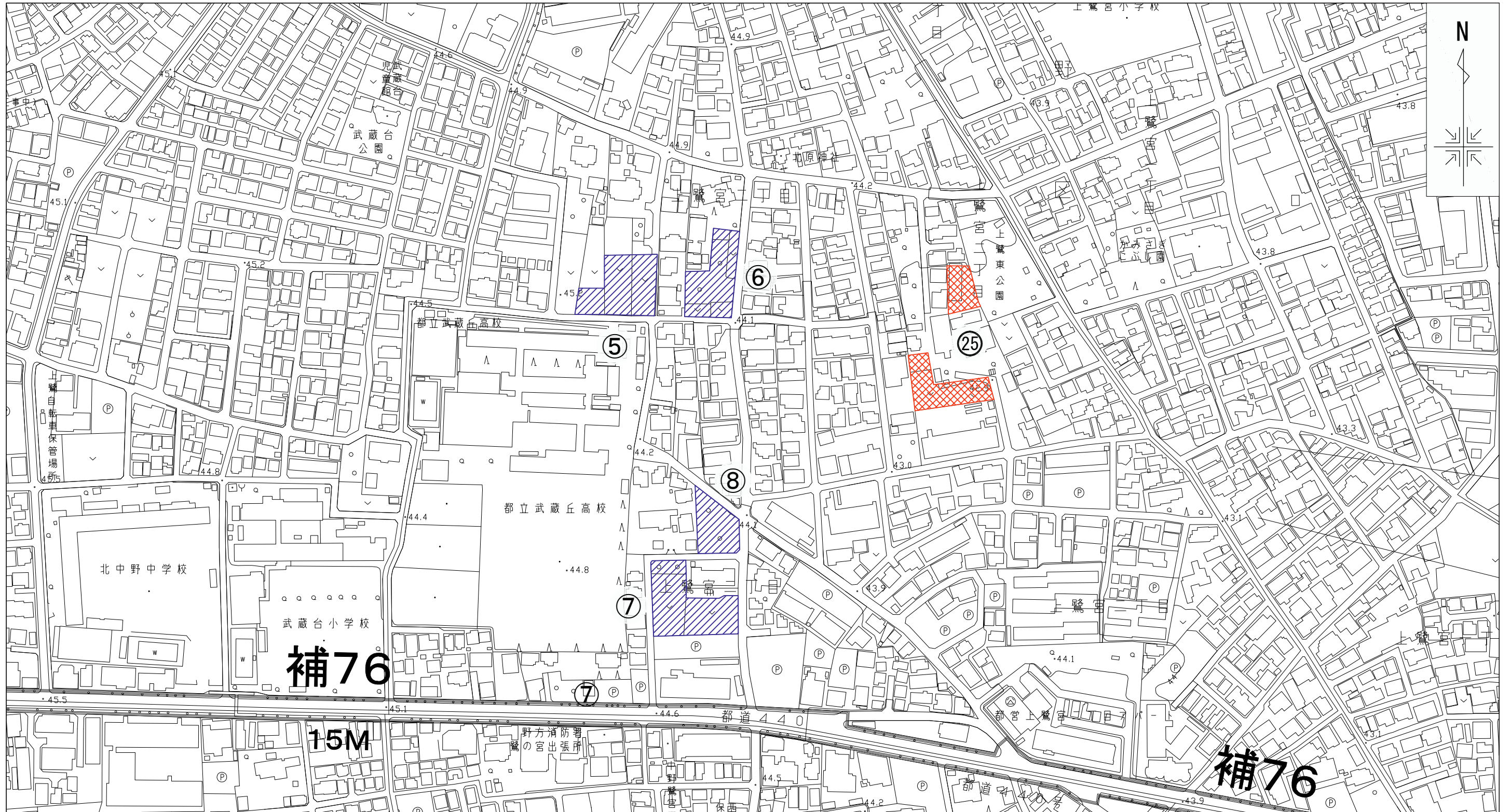
凡例
 既指定地区
 新規指定地区





注意

- 1 緑地指定地域等の指定について
 ○緑地の指定は、原則として指定の道路幅員が6m以上20m未満であること、指定幅員が10m未満の場合は、20m×10mの矩形形状とする。
 ○指定幅員が10m未満の場合、指定幅員が10m未満の場合、原則10mとする。
 ○指定幅員が10m未満の場合、指定幅員が10m未満の場合、原則10mとする。
 ○指定幅員が10m未満の場合、指定幅員が10m未満の場合、原則10mとする。
 ○指定幅員が10m未満の場合、指定幅員が10m未満の場合、原則10mとする。
- 2 上記に規定のない道路幅員等指定について
 ○中野4丁目5番711の第一種住居地域(第24号)及び第一種中密度住居地域(第24号)の指定幅員は、原則として、20mとする。
 ○中野4丁目5番711の第一種住居地域(第24号)及び第一種中密度住居地域(第24号)の指定幅員は、原則として、20mとする。
 ○中野4丁目5番711の第一種住居地域(第24号)及び第一種中密度住居地域(第24号)の指定幅員は、原則として、20mとする。
- 3 問合せ
 ○東京都市計画部都市計画分科計画課
 (03)226-0981

東京都市計画生産緑地地区（地区番号25）計画図（中野区決定）



凡例

-  既指定区域
-  今回追加を行う区域

縮尺 1 : 2, 500



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2, 500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 （承認番号）30都市基交著第26号、平成30年5月23日
 30都市基街都第133号、平成30年8月13日

東京都市計画生産緑地地区（地区番号②⑥）計画図（中野区決定）

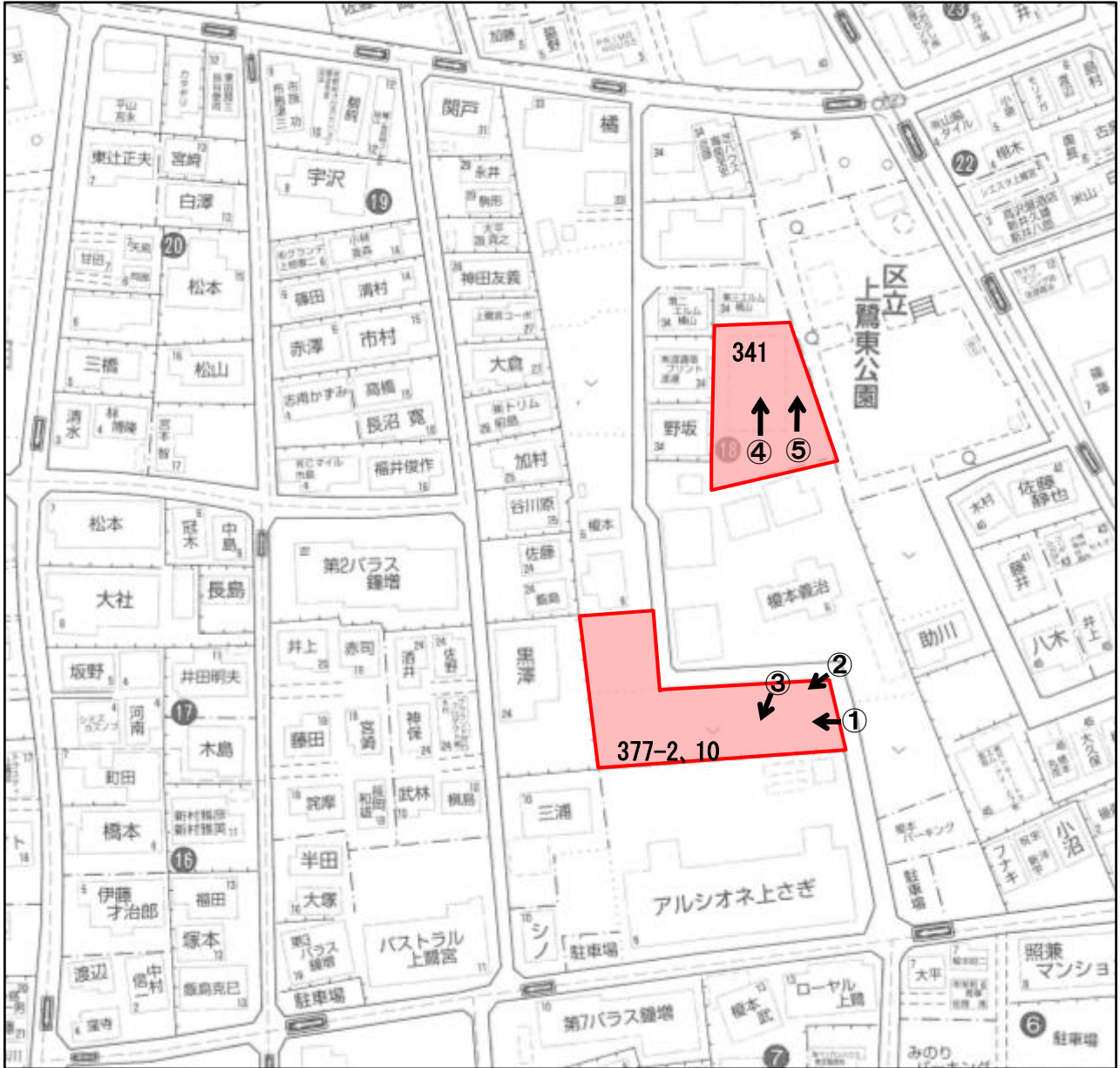


縮尺 1 : 2, 500

凡例

-  既指定区域
-  今回追加を行う区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2, 500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
 （承認番号）30都市基交著第26号、平成30年5月23日
 30都市基街都第133号、平成30年8月13日



生産緑地NO. 25上鷺宮2-377-2、10

①



②



③



上鷺宮二丁目 3 4 1

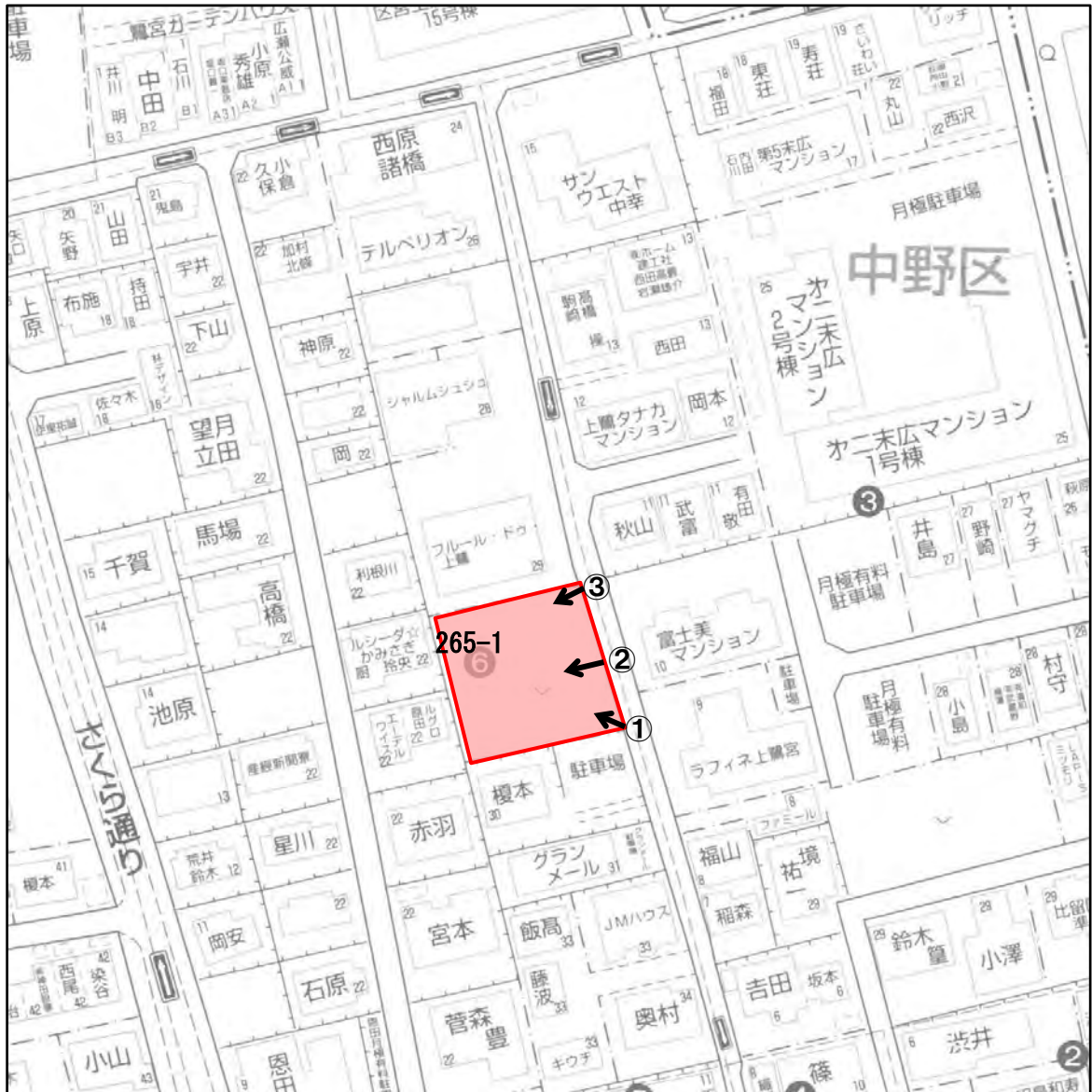
④



⑤



上鷲宮三丁目



上鷺宮三丁目265-1

①



②



③

